

堺資循第1115号
平成26年3月17日

堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者 各位

堺市環境事業部
資源循環推進課長
(公印省略)

許可車両の表示・塗装方法の一部改正について(通知)

標記の件について、許可車両の表示・塗装方法については、堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第6条において規定されており、一般廃棄物収集運搬業の手引き(P18)においても記載しておりますが、このたび、以下のとおり一部改正を行いますので、ご留意のほど、よろしくお願い致します。

記

1. 改正の内容について(裏面参照)

許可車両の表示・塗装時の文字の背景については「帯状に白色を着色」と規定していますが、その規定(文字等の位置)について、次のとおりより明確にするものとします。

(1) 上下に偏りがないう車体中央部に見やすく配置すること。

(2) 荷箱(荷台)側面については、車体上部から帯上部まで及び車体下部から帯下部までは、それぞれ20cm以上空けること。

ただし、許可車両の構造等により規定する表示・塗装が困難な場合は、従来どおり、別途協議とします。

2. 改正理由

文字の背景色が必要以上に幅広いものや、車体上部から帯上部まで及び車体下部から帯下部までの幅が非常に狭いなど、文字の背景が「帯状」とは言えない表示・塗装が見受けられるため

3. 改正期日

平成26年4月1日

この期日以降に許可車両の変更承認申請を行う場合に適用されます。

なお、新たな規定に合致しない既存の許可車両については適用外となりますが、改正の趣旨を踏まえ、可能な限り表示・塗装の修正に努めてください。

4. その他

許可車両の表示・塗装に際しては、今回の改正点のほか、文字の書体・大きさ・配置等についても裏面の規定を再度確認のうえ遵守してください。また、次の点についても再度ご確認願います(「一般廃棄物収集運搬業の手引き」P17参照)。

- (1) 許可車両には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業に使用しなくなった車両については裏面の許可表示を抹消すること。
- (3) 許可車両以外の車両には裏面の許可表示をしないこと。

〔問合せ先〕 堺市役所 環境局 環境事業部
資源循環推進課 許可係
TEL)072-228-7479 FAX)072-228-7317
E-mail)shijyun@city.sakai.lg.jp

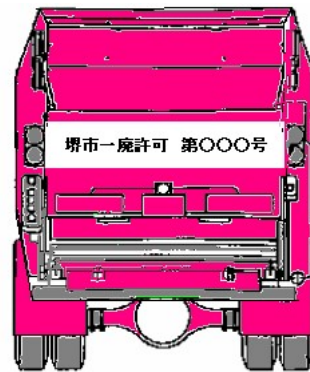
＜車両の表示・塗装について＞

- 1 ドア部分・荷箱（荷台）の両側面・後方面には、許可業者名・許可業者である旨・許可番号を次により表示すること。
 - (1) 許可業者名 許可証に記載された氏名(名称)とし、個人事業主で許可証に屋号が記載されている者は屋号も表示すること。
 - (2) 文字の書体 丸ゴシック、数字は算用数字（アラビア数字）
 - (3) 文字色 黒色
 - (4) 文字の太さ 1 cm 以上
 - (5) 文字の大きさ
 - ア ドア部分（両側）は7 cm×7 cm 以上
 - イ 荷箱（荷台）の両側面は15 cm×15 cm 以上
 - ウ 後方面は10 cm×10 cm 以上
 ※ 車体の大きさにより文字が入りきらない場合は、縦のサイズはそのままとし、横のサイズを調整すること。
 - (6) 文字の背景 帯状に白色を着色
 - ※ 車体が白色等の場合は、文字の背景色を黒色、文字を白色とし、文字や文字の背景色が鮮明となるよう表示すること。
 - (7) 文字等の位置
 - ア 上下に偏りが無いよう車体中央部に見やすく配置すること。
 - イ 荷箱（荷台）側面については、車体上部から帯上部まで及び車体下部から帯下部まで、それぞれ20 cm以上空けること。
- 2 前各号の表示は、ペイント又は容易に剥がれないシールによる方法を使用するものとし、簡単に着脱できるマグネット等での表示はしないこと。また、車両の付属装備等により、表示が隠れないようにすること。
 - ※ 帯部分にはマーク等前項以外のものは表示しないこと。
- 3 配置等については、次の例のとおりとする。

[例]

* 後方面

堺市一廃許可 第〇〇〇号



* 側面（両側）

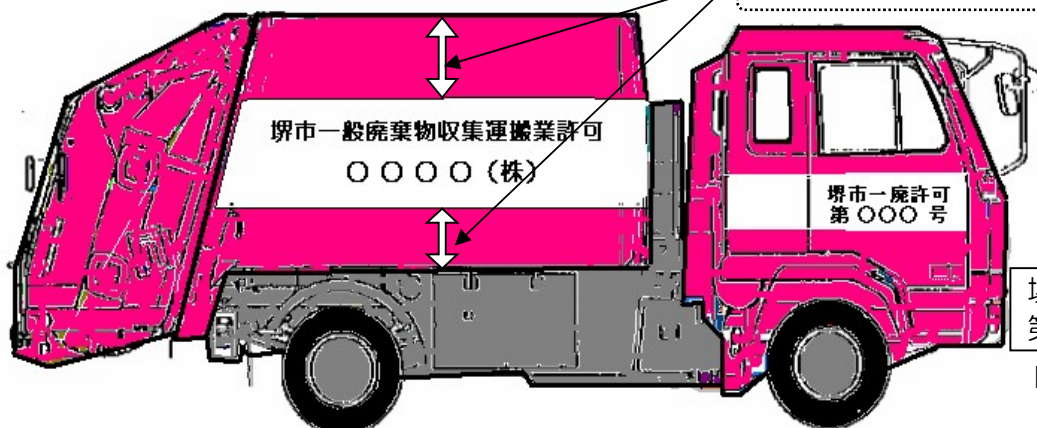
荷箱（荷台）部

法人 堺市一般廃棄物収集運搬業許可
〇〇〇〇（株）

個人 堺市一般廃棄物収集運搬業許可
〇〇太郎

二段書きにすること
ただし、助手席側ドア下部に窓がある場合は助手席側ドア部に限り一段書きでも可とする。

20 cm 以上開けること



堺市一廃許可
第〇〇〇号

ドア部